

鳥取県主要水産産地共同利用施設等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県主要水産産地共同利用施設等整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本県の豊かな「食」を支える水産物を安定的に供給するため、主要水産産地における共同利用施設などの整備を支援することにより、生産基盤の底上げを図り、強い水産産地を形成することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1項に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2項に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第5項に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第7項に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する同表の第8項に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に同表の第9項に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始予定の20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第10項に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

（指示等の報告）

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）

を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(間接的な財産処分の承認)

第12条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月17日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表（第3条、第8条関係）

1 間接補助事業	鳥取県主要水産産地共同利用施設等整備事業 (第3項に掲げる区域で実施し、第4項に該当するものに限る。)
2 事業実施主体 (間接補助事業者)	漁業協同組合
3 補助対象区域	県内漁港及び港湾のうち、下記の1～2の区域 1 知事が作成する圏域総合水産基盤整備事業計画に位置付けられた流通拠点漁港又は生産拠点漁港を有する漁港区域 2 卸売市場法第13条の規定に基づき認定された地方卸売市場を有する港湾区域
4 事業採択要件	1 浜の活力再生プランに位置付けられていること 2 要件を満たさない等の理由により国事業を利用できないこと ※国事業を利用できる場合には国事業を優先して利用すること
5 間接補助対象経費	漁船のための給水・給氷・給油・給電施設、荷捌施設、鮮度保持施設、作業保管施設、加工処理施設、海水処理施設、畜養施設、漁船保全修理施設、漁業作業等軽労化機能施設等の整備に必要な経費 ※施設整備に伴い発生する旧施設の撤去費のうち、当該整備施設と同種の施設であり、旧施設を撤去しないと整備できない場合に限り対象とする。
6 間接補助対象経費上限額	1 事業年度につき、1事業実施主体当たり60,000千円
7 間接補助率	1/2
8 間接交付主体 (補助事業者)	市町村
9 補助率	1/3
10 間接補助事業の重要な変更	1 補助対象経費の増額 2 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

様式第1号（第4条、第10条関係）

鳥取県主要水産産地共同利用施設等整備事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業実施主体

3 事業計画（又は事業実績）

（単位：円）

事業内容	補助対象経費 （算定基準額）	負担区分		
		県	市町村	その他

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 事業完了予定（又は完了）年月日

6 添付資料

（1）事業実施主体から市町村に提出された交付申請書（実績報告書）の写し

（2）共同利用施設等整備に係る見積書（消費税額がわかるもの）

（3）共同利用施設等整備に係る領収書等支払を証明する書類

（4）様式第4号（県内事業者への発注が困難である事業実施主体のみ提出）

（5）市町村の補助金の交付に関する規定又は要綱

（6）本事業の利用予定等が明記された「浜の活力再生プラン」

（7）様式第6号（国事業を使用できない理由等を記載した理由書）

（注）事業計画書には（1）、（2）、（4）、（5）、（6）、（7）を添付し、事業報告書には（1）、（3）を添付すること。

様式第2号（第4条、第10条関係）

鳥取県主要水産産地共同利用施設等整備事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金					
市町村 補助金					
その他					
合 計					

2 支出の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	

年 月 日

様

職 氏 名

鳥取県主要水産産地共同利用施設等整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県主要水産産地共同利用施設等整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県主要水産産地共同利用施設等整備事業費補助金交付要綱（令和4年8月17日付第202200103308号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第3条関係）

県外事業者発注理由書

年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

（事業実施主体）住所

職名 ○○○○○（個人の場合は記載不要）

氏名 ○○ ○○

鳥取県主要水産産地共同利用施設等整備事業の実施に当たり、下記の内容のとおり県外事業者へ発注することといたしました。

記

- 1 発注内容：
- 2 発注業者名：
- 3 発注業者住所：
- 4 発注理由：

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

（補助事業者）事業者名：○○○○○○○○○○

代表者職名：○○○○○○○○

氏名：○○ ○○

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

（事業実施主体）住所

職名 ○○○○○（個人の場合は記載不要）

氏名 ○○ ○○

鳥取県主要水産産地共同利用施設等整備事業事業仕入控除税額確定報告書

○○年○○月○○日付第○○号により交付決定通知があった鳥取県主要水産産地共同利用施設等整備事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額

金 ， 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 ， 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 ， 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 ， 円

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第5号 別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分	課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分	非課税 仕入れ	合計
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

様式第6号（第3条関係）

国事業不利用理由書

年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

（事業実施主体）住所

職名 ○○○○○（個人の場合は記載不要）

氏名 ○○ ○○

鳥取県主要水産産地共同利用施設等整備事業の実施に当たり、下記の内容により国事業ではなく、本事業を利用することといたしました。

記

1 利用検討した国事業：

2 不利用とした理由：

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

（補助事業者）事業者名：○○○○○○○○○○

代表者職名：○○○○○○○○

氏名：○○ ○○